

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 128 「生産性向上設備投資促進税制(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)」の対象資産を平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した場合の処理について

この制度は、法人が産業競争力強化法の施行の日(平成 26 年 1 月 20 日)から平成 29 年 3 月 31 日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に、特定生産性向上設備等の取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度(又は平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度)において、特別償却又は税額控除を認めるものです。

<特別償却の会計・監査上の位置づけ>

監査・保証実務委員会実務指針第 81 号の監査上の取扱い第 28 項では、特別償却は一般に正規の減価償却ではないと規定しており、会計上は即時償却ではなく特別償却準備金として処理するのが合理的であると考えられております。

<従来 of 税制との変更点>

平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月 31 日に取得した特定生産性向上設備等の償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、取得価額の全額を償却(即時償却)としますが、平成 28 年 4 月 1 日以降取得する特定生産性向上設備等の償却限度額は、取得価額の 50%相当額(建物又は構築物にあつては 25%相当額。以下省略)となります。

<変更におけるポイント>

従来まで普通償却と特別償却を合わせて全額の即時償却が可能でしたが、当期は特別償却限度額が取得価額の 50%となっております。

<対象資産>

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得又は事業の用に供した資産に適用されます。

・ 関連基準等

国税庁 タックスアンサー 法人税＞特別償却・税額控除＞No.5455

生産性向上設備投資促進税制（生産性向上設備等を取得した場合の
特別償却又は税額控除）

日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 81 号

「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」